

# 議 事 録

令和8年1月9日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室	13:30～15:30
会議名	第31回伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 大田 藤室 松永 川口(一)	
	中原 福岡 田中 池町 福地 山本 稲森 橋本 折戸 喜多 西口	
	(計22名)	
	吉岡 川口(貞)	
欠席者	西尾 喜久永	
事務局	前川 山出 矢野 北田 岡嶋 勝本	
<b>議 事</b>		
議長	<p>新年あけましておめでとうございます。 皆様方におかれましては、昨年はコメの値段が良かったこともあり、良い新年を迎えられたと思います。</p> <p>さて、私は全国農業新聞、日本農業新聞、共済の新聞を購読しておりますが、その中に担い手への機械・施設等に対して支援が受けられるような新しい補助事業が打ち出されると記事に載っていたのを見て、私としては大いに期待しているところで、皆さんも購読されている方もおられるかと思しますので、一度ご確認していただけたらと思います。</p>	
議長	それでは、只今から第31回の農業委員会月次総会を開催したいと思います。	
議長	総会の設立報告を事務局からお願いいたします。	
事務局長 (前川)	委員総数24名中、現在22名の委員に出席をいただいております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定にあります過半数の出席を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。	
議長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。	
一同	異議なし	
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に、議事録署名者の指名を行いたいと思います。 署名者は、⑬番の池町委員、⑮番の福地委員にお願いをいたします。</p> <p>本総会の会議は農業委員会等に関する法律第32条の規定により、公開することとなっておりますのでご承知おきいただきたいと思います。</p>	
議長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号 使用貸借契約の解約による通知については、いずれも報告案件ですので、一括して報告をいたします。事務局より議案の朗読をお願いいたします。</p>	
事務局 (矢野)	失礼いたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。 総会資料1ページです。	
	<p>賃貸借の合意解約がなされ、報告件数25件、筆数は田:75筆、畑:11筆で、合計面積が86,207㎡についての通知がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてをご説明いたします。 総会資料は5ページにあたります。</p> <p>無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数3件、筆数は田:6筆、合計面積は7,745㎡についての通知がありましたので、ご報告いたします。 以上です。</p>	

議長	説明が終わりました。ご発言ございませんか。
議長	ないようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号 使用貸借契約の解約による通知については、報告のとおりご承知おきいただきたいと思います。
議長	続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	議案第1号 No.1～No.8について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	<p>はい、失礼いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。 総会資料6ページです。</p> <p>No.1～No.3につきましては、譲受人が同一ですので、併せて説明させていただきます。 明細は総会資料のとおりです。</p> <p>譲受人の現在の耕作面積は3,926aで、取得後の耕作面積は3件を合わせまして、3,993aとなる予定です。</p> <p>譲受人は、平成8年に設立された農地所有適格法人で理事3名を含めた構成員6名が常時従事しており、農機具については、トラクター・田植え機・コンバイン・乾燥機・収穫機等必要な機械を所有されております。</p> <p>当該地につきましては、田んぼについては水稻を畑については、玉ねぎやにんにくを作付する予定です。</p> <p>譲受人の法人につきましては、予野地区において大規模に経営している法人でありまして、当該地についても効率的に活用できると認められます。</p> <p>なお、周辺農業に対する支障はなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (矢野)	<p>続きまして、No.4 明細は総会資料のとおりです。 令和7年11月の総会において、決定を受けた買受適格証明によりまして令和7年11月14日の競売の入札に参加され落札された案件でございます。 譲受人の耕作面積は404aで、取得後は499aとなる予定です。</p> <p>譲受人は、平成8年に設立された農地所有適格法人で甲賀市を中心に営農を開始し、令和4年に伊賀へ新規参入した法人でありまして、従業員4名中、4名が常時従事し、青パパイヤや果樹・にんにく・いちじく等を栽培しております。</p> <p>対象農地は、旧所有者がぶどう栽培を行っており、現地は、その朽ちた棚がそのまま残った状態で、放棄地となっておりますが、そちらをすべて撤去し、ハウス栽培等によりパパイヤ等を作付する予定となっております。</p> <p>周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (矢野)	<p>続きまして、No.5、No.6につきましても譲受人が同一ですので、併せて説明をさせていただきます。明細は総会資料のとおりです。</p> <p>譲受人の耕作面積は141aで、No.6につきましては、親子間の贈与のため、取得後の増加につきましては、合計245aとなる予定です。</p> <p>農作業歴は10年で、本人と妻、父と母が常時従事しております。 農機具は、田植え機・トラクター・コンバイン・運搬機等を所有しており、水稻を作付する予定です。</p> <p>申請地は、3筆合わせての1枚の田んぼになっておりまして、それぞれ名義がバラバラであったものを名義を揃えるための申請でありまして、申請地以外の残りの1筆につきましては、別名義のままですが、後に出てきます利用権設定のほうで、この譲受人が借り受ける設定となっております。</p> <p>また、現地は以前から譲受人が耕作管理しており、取得後も効率的に耕作できると認められます。</p> <p>周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はございません。</p>
事務局 (北田)	<p>失礼します。No.7です。申請内容は議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積はなく、取得後の耕作面積は5aとなります。</p>

事務局 (北田)	<p>農作業歴はありませんが、申請地に隣接した空き家を取得し、移住された後に本人と妻で常時従事する予定です。</p> <p>この3条申請は議案書10ページにあります次の農地法第5条のNo.1と関連の申請となっております。</p> <p>申請地は、譲受人が取得を予定している空き家前にあり、これまで譲渡人が農地の一部を住宅への進入路として利用していたことから分筆登記を行い、一部分については3条申請、進入路については顛末書を添付しての5条申請となっております。</p> <p>登記簿上の地目は田ですが、現況が畑であることから3条の申請地では白菜や大根などの露地野菜を栽培される計画です。</p> <p>農機具は、耕運機1台を購入予定であり、申請地は購入予定の住宅の前にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。</p> <p>また、周辺地域の農業に対して支障もなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.8です。申請内容は議案書のとおりです。</p> <p>譲受人の現在の耕作面積は95aで、取得後の耕作面積は97aになります。</p> <p>譲渡人と譲受人は親戚にあたり真向かいに家があります。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅の斜め向かいにあり、以前からそれぞれの宅地と農地を利用していたことから今回、交換することになり申請されたものでございます。</p> <p>実質、宅地と農地の交換ですが、手続き上は贈与という形になります。</p> <p>譲受人の農作業歴は本人が60年、妻が50年で常時従事されています。</p> <p>農機具は、耕運機やスパイダーモアを各1台所有し、申請地では葉物野菜や芋類などの露地野菜を耕作される計画です。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅から30mほどにあり、すでに申請地で露地野菜を栽培されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。</p> <p>また、周辺地域の農業に支障もなく、申請地にかかる借受人はおりません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、花垣地区、鞆田地区、神戸地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
中原委員	<p>花垣です。No.1～No.3は譲受人がいつしよという事で現地確認をさせていただきました。事務局の説明のとおりでございまして、譲受人が地元の大規模法人という事で特に問題はないと思います。</p> <p>No.4につきましては、現状はぶどうの棚とハウスで荒れている状態ですけども、この法人の関係者が近隣でも耕作されておりまして、この時も確認に行きましたけどもきれいに耕作されていて、問題はないと思います。以上です。</p>
山本委員	<p>はい、鞆田地区です。</p> <p>No.5とNo.6ですが、事務局からの説明のあったとおりで問題はありません。</p>
松永委員	<p>No.7 神戸です。</p> <p>譲受人が地域の空き家を買うという事で、その空き家の前の畑で農機具も購入されるという事で問題はないと思われまます。</p> <p>No.8ですが、これは親戚関係での贈与という形ですけど、譲受人の農作業歴も十分ですので、問題はないと思います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
議長	<p>議案第1号 No.1～No.8について、一括して採決することにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
議長	<p>議案第1号 No.1～No.8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
一同	<p>挙手</p>

議長	はい、ありがとうございます。 議案第1号「農地法第3条による許可申請について」No.1～No.8については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第1号 No.9～No.17について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (北田)	失礼します。No.9です。申請内容は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は191aで、取得後の耕作面積は230aとなります。 農作業歴は本人が40年、子が25年で常時従事されております。 申請地の田:4筆を譲受人がこれまで耕作してきたことから申請されたもので、その内、2筆については、利用権の設定があったことから、3条の申請にあたり議案書3ページの報告第1号のNo.19のとおり賃貸借の合意解約がなされております。 農機具はトラクターを2台、田植え機・コンバインを各1台、乾燥機を4台所有し、申請地では水稻と野菜を耕作される計画です。 申請地は、譲受人の自宅から600mほどにあり、これまで水稻や野菜を栽培していることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 また、周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局 (北田)	No.10です。申請内容は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は26aで、取得後の耕作面積は60aとなります。 農作業歴は本人が18年、妻が11年、母が16年で常時従事されております。 申請地は議案書5ページの報告第2号のNo.2にありますとおり、これまで譲受人が使用賃貸借契約を結び耕作してきたことから解約を行ったうえで、売買により取得することになったものでございます。 農機具は、トラクター・田植え機・コンバインを各1台所有し、申請地では引き続き水稻を耕作される計画です。 申請地は、譲受人の自宅前にあり、これまでも水稻を作付していることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 また、周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局 (岡嶋)	続きまして、No.11 申請内容については、総会資料のとおりです。 譲受人の伊賀市での耕作面積がないため、現地確認時に新規営農面談を行いました。 営農計画書により、服部町の農地でじゃがいも・さつまいも等を栽培し、自家消費するとの事で新規就農者として認められたところでした。 農作業歴は本人が15年で農業に従事しております。 農機具は、耕運機・軽トラックを所有しています。 空き家を購入して、今月入居予定としていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。  周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人はおりません。
事務局 (岡嶋)	No.12 申請内容については、総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は13aで、取得後の耕作面積は98aとなります。 1305番、1378番、1382番の3筆については、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知のNo.6の解約を受けての申請となります。 農作業歴は本人が40年、妻が30年、子と子の夫が20年農業に従事しております。 農機具は、トラクターを所有され、コンバインはリースされており、取得後は水稻や野菜を耕作されます。 譲受人が相続により取得しましたが、遠方のため農業ができず、近くに住まれている譲受人にお願いしたところ了承されたものでございます。 申請地は、すべて自宅から車で5分程度で近隣であり、取得後も効率的に耕作できるものと認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局 (岡嶋)	<p>続きまして、No.13 申請内容については、総会資料のとおりです。 こちらの譲受人については、No.4と同じく令和7年11月の総会で決定を受けた買受適格証明により、令和7年11月14日の競売に参加し落札された案件で、譲受人の現在の耕作面積は440aで、取得後は445aとなります。</p> <p>こちらの農地の対象物件は、青パパイヤを栽培されます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (岡嶋)	<p>続きまして、No.14 申請内容については、総会資料のとおりです。 取得後の耕作面積は756aとなります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知のNo.24の解約通知を受けての申請となります。</p> <p>農作業歴は本人が19年、父が39年で農業に従事しております。 農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機・耕耘機を各それぞれ1台所有され、取得後は水稻を耕作されます。</p> <p>申請地は、自宅から車で10分程度と近隣であり、周辺でも多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できるものと認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (岡嶋)	<p>続きまして、No.15 申請内容については、総会資料のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は242aで、取得後の耕作面積は264aとなります。 農作業歴は本人・妻とも15年で農業に従事しております。</p> <p>農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機・耕耘機をそれぞれ1台所有されており、取得後は水稻を耕作されます。 譲渡人が遠方で農業ができず、以前から譲受人が耕作管理されております。</p> <p>また、申請地は徒歩で3分程度と近隣であり、周辺も多数耕作されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。</p> <p>No.14、No.15について、地元農業委員さんは本日欠席されておりますが、12月23日の現地立会時に問題はないという事を伺っておりますので、併せて報告いたします。</p>
事務局 (勝本)	<p>No.16 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は11aで、取得後の耕作面積は36aとなります。 農作業歴は本人が30年、子が10年で常時従事しています。 農機具はトラクターを1台所有しています。</p> <p>現在、申請地のビニールハウスにて水耕栽培により野菜を生産されておりますが、譲受人が引き続き水耕栽培によって野菜を生産される計画です。</p> <p>申請地は、自宅から車で3分であることから取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (勝本)	<p>続きまして、No.17 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は118aで、取得後の耕作面積は122aとなります。 農作業歴は本人が16年、妻が14年で常時従事しています。 農機具はトラクター・コンバイン・田植え機を各1台所有しています。 水稻を作付される計画です。</p> <p>申請地は、自宅から500mほどであることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。以上です。</p>
議 長	<p>只今の説明に関連して、柘植地区、西柘植地区、府中地区、長田・花之木地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>

福岡委員	12月19日に関係者一同現地にて説明を受けました。 事務局の説明のとおりで間違いございません。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
田中委員	西柘植地区です。 先ほど事務局から説明があったとおりで、昨年12月23日に関係者一同現地確認をいたしました。 譲受人は以前から耕作の実績もあり、先ほどの契約解除の関係で今回の申請となり、昨年も申請があったようで、なかなか耕作もがんばっている方ですので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいいたします。
高田委員	12月18日に関係者で立会を行いました。 No.11につきましては、古民家を購入されてそれに付いてくる畑も購入という事で問題はないと思います。 No.12ですけれども、隣人の〇〇さんが購入されてこれから農業をやって行くという事で問題はないと思います。 No.13につきましては、前項にありましたNo.4番の事項と同じで、パパイヤを生産するという事で問題はないと思いますので、よろしくお願いいいたします。
門口委員	No.16ですけれど、12月24日に現場を確認しております。 譲受人の〇〇さんについては、大阪の方でありますけれども、大阪の方でも野菜を作っておられるとの事でしたが、今回事業を撤退する事になり、たまたま近所に〇〇さんという方が会社を辞めて野菜づくりに従事したいという事で話が繋がりました。 ハウス(施設)の状態も非常にいい状態で、少し手直しをすればすぐに使用できるようで、きちんと管理されていて、流石だなと感じました。 No.17につきましては、譲受人は従来から譲渡人の田んぼを作っておりまして、財産は株分けという状態で申請があがりました。 内容については、何も問題はないと思いますので、よろしくお願いいいたします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第1号 No.9～No.17について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第1号 No.9～No.17について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.9～No.17については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第1号 No.18～No.22について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局(勝本)	No.18 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は0aですので、営農計画が提出されています。取得後の耕作面積は5aとなります。田につきましては、現況が畑となっております、じゃがいも・人参・キャベツ等を作付される予定です。 祖父から孫へ贈与であり、譲受人の農業経験はありませんが、父・母・祖父の農業経験がそれぞれ28年、25年、62年となっております、共に耕作をしていくとの事です。 また、申請地の隣に譲受人の新居を現在建築中でありまして、効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人はおりません。
事務局(山出)	続きまして、No.19とNo.20ですけれども、譲受人が同一ですので、併せて説明させていただきます。詳細については、議案書のとおりです。

	<p>譲受人の耕作面積は49aで、先ほど報告第1号のNo.1及び報告第2号の同じくNo.1で報告がありましたとおり、賃貸借及び使用貸借の合意解約がなされているため、取得後の耕作面積は120aとなります。</p> <p>農作業歴は本人及び兄が10年で、本人と兄が常時従事されています。</p> <p>農機具はトラクター・コンバイン・田植え機・籾乾燥機を保有しており、今回、譲受人の営農規模拡大のため、農地を売買にて譲り受け申請に至ったものです。</p> <p>申請地については、自宅から車で5分程度に位置する小田町の遊水地に位置する農地で、水稻及び野菜を栽培する計画で、以前から申請地の隣接している田んぼを耕作していることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。</p> <p>なお、周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (山出)	<p>No.21 詳細については、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人の耕作面積は133aで、取得後の耕作面積は135aとなります。</p> <p>農作業歴は本人が60年、妻が50年で本人及び妻が常時従事する予定です。</p> <p>農機具については、トラクター・コンバイン・田植え機・乾燥機・耕運機・籾摺り機を各1台所有しており、今回購入した畑については、自家消費程度の野菜を作付する計画です。</p> <p>今回の申請については、譲渡人が高齢及び身体的事由により施設へ入所され、農地を管理する者がいなくなったため、譲渡人の隣に住んでおられる譲受人が売買により農地を譲り受けました。</p> <p>申請地については、譲受人宅の横にあり、効率的に活用できると認められます。</p> <p>なお、申請にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (山出)	<p>続きまして、No.22 詳細については、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人の耕作面積はなく、取得農地が農用地のため新規営農面談を行いました。</p> <p>本人の年齢は30歳で農業歴はありませんが、今回空き家を購入、その空き家に付随した農地(畑)ですけれども、本人と妻が近所に住む農家のみなさんの指導のもと、畑で野菜づくりに従事するとの事で、この度、空き家とともに農地を購入されました。</p> <p>農機具については、草刈り機を1台所有しており、状況に応じて耕運機を購入する予定です。</p> <p>現況については、購入した空き家のリフォーム中であり、実際、生活できるのは今年の夏前ごろの予定で、リフォームが完了次第、引っ越しされるとの事です。</p> <p>移住後は、自家消費程度の野菜を栽培する予定です。</p> <p>農地は、購入した空き家の横にあり、効率的に活用できると認められます。</p> <p>なお、申請地にかかる借受人はおりません。 以上です。</p>
議長	<p>はい、只今の説明に関連して、新居地区、小田地区、阿保地区、上津地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>No.18 新居です。 12月22日に関係者一同で現地立会を行いました。途中、私は私用で抜けさせていただいたんですけども、新居地区の推進委員さんの方からは問題はないとの事を聞いております。</p> <p>事務局の方の説明どおりで問題はありませんでしたので、よろしく願いいたします。</p>
玉岡委員	<p>No.19とNo.20です。 先ほど事務局からのご説明のとおりで、12月23日に関係者一同で現地確認を行いました。</p> <p>この田畑につきましては、〇〇さんと〇〇さんから〇〇さんへの所有権移転で、それぞれの農地は遊水地にありまして、今、畑については、新長田橋の下で若干荒れている所はありますが、〇〇さんの方で今後耕作していただくという事で何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
折戸委員	<p>No.21 阿保地区です。</p> <p>12月23日に関係者一同現地の立会を行いました。 先ほど事務局から説明があったとおり別に問題はないと思います。</p>

折戸委員	続きまして、No.22 上津地区です。 これについても、事務局の説明のとおりで、別に問題はないと思います。以上です。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第1号 No.18～No.22について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第1号 No.18～No.22について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.18～No.22については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	議案第2号 No.1～No.2について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (岡嶋)	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明いたします。 総会資料9ページをご覧ください。
事務局 (岡嶋)	No.1 申請内容は総会資料のとおりです。 申請地は、佐那具町コミュニティセンターから南西へ400mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。 施設の概要は、申請人が駐車場として転用し、その後、近隣の会社に運送用駐車場として貸借するものです。土地造成は整地のみで取水・汚水・雑排水はなく、雨水は自然浸透にて処理をいたします。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に支障はありません。耕作されていない農地であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。
事務局 (山出)	No.2 詳細については議案書のとおりです。 申請地は、上野鉄砲町地内にある申請者の実家裏に位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。 申請地は、申請人の実家で、昭和25年より居宅の庭として利用していたことから、顛末書が添付されております。 実家裏の閉鎖された狭小な畑であり、他に適した土地がなかったことから今回の転用はやむを得ないものと考えられます。 現状のままの利用のため、新たな造成等はなく、必要な資金も発生しません。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周囲の農地に対して支障はありません。以上です。
議長	只今の説明に関連して、府中地区、上野地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
高田委員	12月18日に関係者一同で現地立会を行いました。 事務局の説明のとおりで問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。
玉岡委員	No.2です。12月23日に現地確認を行いました。 先ほど事務局からの説明のとおりでございまして、この土地につきましては、昭和25年から庭として利用していたという事で、まあ、4軒長屋ありましたが、現状では2軒長屋となっていて、どこからも入る道も無く、早くきれいに整理していただけたらと思います。 よろしくをお願いいたします。

議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第2号 No.1～No.2について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第2号 No.1～No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1～No.2については、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	議案第3号 No.1～No.7について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (北田)	失礼します。 議案書10ページをご覧ください。 まず、初めに議案書の訂正をお願いいたします。左端のNo.5とNo.6についてです。一番右端の受号ですが、5番と6番が逆になっておりますので、修正をお願いいたします。5と書いてあるのを6に、6と書いてあるのを5に修正をお願いいたします。申し訳ありません。
事務局 (北田)	それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。 No.1です。申請内容については議案書のとおりです。 申請地は、伊賀鉄道丸山駅から南西へ600mほどにあり、第2種農地に該当します。先ほどの農地法第3条のNo.7で説明しましたとおり、申請地は、譲受人が取得を予定している空き家の裏にあります。 表側は一部進入路として利用していたことから、転用部分について分筆登記を行っており、裏側につきましては、居宅の離れとして利用していたことから、いずれも顛末書を添付しての申請となっております。 取得後も宅地と一体利用したいとの事であることから、今回の転用はやむを得ないと判断します。 新たな整備計画はなく、取水は上下水道を利用し、雑排水は集水桝を経由して南側の集落排水へ放流、雨水は東側の既設排水路へ放流して処理をいたします。 土地建物の購入は自己資金で行う計画となっており、購入費を上回る預金通帳の写しが添付されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局 (北田)	No.2です。申請内容については議案書のとおりです。 申請地は、名阪国道上柘植ICから北東へ600mほどにあり、第2種農地に該当します。 使用借人は貸人の義理の息子にあたり、借人は現在借家で生活していることから、母屋の隣に一戸建て住宅を建築するために申請されたものでございます。 申請にあたり、分筆など必要な手続きもなされており、今回の転用はやむを得ないと判断します。 一体利用地の宅地66.16㎡を含む所要面積143.16㎡に対する建ぺい率は38.8%となり、適正な建ぺい率22%を超えており問題はありません。 工事計画は、許可日から令和8年7月10日までの予定であり、土地造成は整地のみ、取水は上下水道を利用し、雑排水は敷地内で集水後に公共下水へ放流、雨水は既設水路へ放流する計画です。

事務局 (北田)	<p>資金計画については、借入金で行う計画となっており、金融機関が受け付けた融資申込書の写しが資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.3です。申請内容については議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、ふるさと会館いがから南西へ300mほどにあり、第2種農地に該当します。</p> <p>譲受人は、譲渡人の娘婿にあたり、現在、借家で生活をしており、手狭になった事から一戸建て住宅を新築するために申請されたものであり、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>建ぺい率は37.9%であり、適正な建ぺい率22%を超えており、問題はありません。</p> <p>工事期間は、令和8年1月1日から令和8年11月30日までの予定であり、土地造成は整地のみ、取水は上下水道を利用、雑排水は敷地内で集水後に公共下水へ放流、雨水は既設水路へ放流する計画です。</p> <p>資金計画については、親族からの借入金で行う計画となっており、確約書と親族の預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.4です。申請内容については議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、名阪国道御代ICから北へ500mほどにあり、第2種農地に該当します。</p> <p>譲受人は、現在、臨時教員をしておりますが、この3月に退職する予定で、退職後に実家で学習塾を営むことを考えているため申請されたものでございます。</p> <p>実家周辺は道幅が狭く、駐車スペースもないことから送迎用の駐車場を確保するために申請されたものであり、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>転用計画によりますと、工事期間は許可日から令和8年4月末日までの計画となっております。土地造成は整地をして砕石を敷き、駐車場として利用する計画で、取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透にて処理をします。</p> <p>資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されている事を確認しています。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に支障はありません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.5です。申請内容については議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、壬生野小学校から北西へ400mほどにあたり、申請にかかる進入路部分を分筆し、令和7年11月18日に農用地区域内農地から除外されております。</p> <p>土地改良事業の施行にかかる区域内農地であることから第1種農地となりますが、住宅その他申請にかかる周辺地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから転用に問題はございません。</p> <p>譲受人は、自宅の建て替えをしていることから進入路を確保するものであり、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>工事計画は、許可日から令和8年3月31日までの予定です。</p> <p>土地造成については、既存敷地の高さで造成工事を行い、取水はなく、排水は雨水のみで既設水路へ放流して処理をします。</p> <p>資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されている事を確認しています。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.6とNo.7は譲受人が同一の案件ですので併せて説明をさせていただきます。</p> <p>No.6、No.7 申請内容は議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、山畑の勝手神社からNo.6は北へ1kmほどで、No.7は西へ200mほどに位置し、いずれも第2種農地に該当します。</p>

	<p>申請法人は、平成6年3月に設立され、再生エネルギー事業関連業務等を営んでいます。申請地は、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ了承したものであり、転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>工事計画は、許可日から半年間の計画で、太陽光パネルをそれぞれ656枚と604枚設置します。土地造成は、整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透にて処理をします。</p> <p>資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>また、本申請は、再生エネルギー固定価格買取制度を利用しないものであり、譲受人が経済産業省で小売電気事業登録を受けていることを確認しております。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。以上です。</p>
議長	只今の説明に関連して、神戸地区、柘植地区、西柘植地区、壬生野地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
松永委員	No.1 神戸でございます。 譲受人が空き家を購入し、これに付随する畑を耕作するという事で、何ら問題はないと思います。
福岡委員	No.2の柘植地区です。 12月19日に関係者一同現地にて説明を受けました。事務局の説明のとおりで間違いはございません。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
田中委員	No.3 西柘植地区ですけれども、先ほど事務局から説明のあったとおり、12月23日に関係者で確認をいたしました。 農地(畑)を住居また駐車場として利用するもので別に問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。
	No.4ですけれども、これも12月23日に現地確認をしております。 学習塾の駐車場という事で何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。
池町委員	壬生野地区です。 No.5の壬生野地区でございますが、今の家を解体して建て替えるという事で、進入路を確保したという形でこういう形式になりました。12月22日に現地確認を行いました。特に問題はないという事でございます。 次のNo.6とNo.7でございますが、これにつきましても周辺も同じく太陽光発電施設がたくさん設置されておりまして、特にこの地区においては雑種地も多く、何ら問題はないとの現地調査の結果でした。以上です。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
門口委員	No.6とNo.7ですけれども、現在の周辺農地の状況はどんな感じなんですか？ 普通に荒れているの？また、整然としているの？
池町委員	空いている所もありますが、その周辺は前からお話にもあったように、三田地区みたいにどんどん太陽光のパネルが設置されてきているような状況です。
門口委員	今回の申請の畑はどのような状態ですか？荒れているの？
池町委員	ここについてはきれいに草刈りがされておりまして、管理が大変になってきたのでこの際にソーラーにするという事が増えてきている状態です。
門口委員	そのうち農地の全部が太陽光になってしまうのでは、周りがなればそうなると思います。
池町委員	以前から周辺で設置されてきているので今回の場所は無理という事はできない。 だんだん太陽光ばかりになってきています。
議長	他にございませんか。
議長	他にないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第3号 No.1～No.7について、一括して採決することにご異議ございませんか。

一同	異議なし
議長	議案第3号 No.1～No.7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～No.7については、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第3号 No.8～No.12について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (岡嶋)	<p>No.8 申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、伊賀市立大山田小学校から北西へ約250mに位置する農用区域内農地で、一時転用し砂利採取として利用するものです。 採取後の埋め戻し土につきましては、掘削芯:5mのうち旧表土:0.3m、脱水ケーキ:0.3m、山土:1m、旧床土:0.5m、改良土:2.9mを充てる計画となっております。 採取にあたりましては、地元関係者との調整も済んでおり、災害防止計画を策定し、被害防除及び安全面にも配慮しております。 排水は雨水のみで沈砂池を設置し、湯舟谷川を經由して服部川へ放流いたします。 事業については、自己資金で行う計画となっております、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されております。 採取跡地の埋め戻しについては、当該申請者と三重県砂利協同組合連合会との共同申請となっていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。 また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請が行われており、地元地区や隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないと判断いたします。</p>
事務局 (勝本)	<p>No.9、No.10、No.11につきましては、譲受人が同一ですので、併せて説明させていただきます。詳細は議案書のとおりです。 申請地は、上之庄公民館から北西に300mほどに位置した第2種農地と判断します。 譲受人の株式会社ウエストエネルギーソリューションは、昭和41年7月20日に設立され、主に太陽光発電事業を行っている会社です。 施設概要は、太陽光発電施設として利用するものです。 申請地は、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用する事を了承したものであり、転用はやむを得ないものと判断いたします。 土地造成は整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透の計画です。 また、周囲にフェンスを設置し、太陽光パネルをNo.9につきましては132枚、No.10につきましては144枚、No.11については132枚を設置する計画で、フィット法によらない太陽光発電施設となっております。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (山出)	<p>続きまして、No.12 明細については総会資料のとおりです。 申請地は、名阪国道上野ICより北西に約100mほどに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。 申請法人は、令和3年9月に設立された法人で、主に再生エネルギー発電事業に関する業務を行っています。 申請地は、名阪国道と久米川に挟まれた基盤整備がされていない遊休農地のため、譲受人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ了承したものであることから、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p>

事務局 (山出)	<p>工事計画は、許可日から令和8年8月31日までの計画で、太陽光パネルを156枚設置、土地造成は整地のみで取水・汚水はなく、排水は雨水のみで自然浸透にて処理をします。また、周辺にはフェンスを設置、フェンスの外周には防草シートを敷く計画となっています。</p> <p>資金計画については、残高証明が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しており、再生エネルギー固定価格買取制度を利用しないものであります。</p> <p>また、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に対して支障はありません。以上です。</p>
議長	只今の説明に関連して、猪田地区、久米地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
川口委員	猪田でございます。12月22日に関係者一同で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで、別段、何ら問題はございませんので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
玉岡委員	No.12 12月23日に関係者一同現地確認を行いました。先ほど事務局からの説明のとおりでございます。守田ICの建設省用地に隣接している農地という事で、何ら問題はないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第3号 No.8～No.12について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第3号 No.8～No.12について、原案のとおり決定をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.8～No.12については、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第4号「非農地証明下付願ひ」についてを議題といたします。
議長	議案第4号 No.1～No.4について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	<p>失礼いたします。 議案第4号 非農地証明下付願ひについてご説明いたします。 総会資料12ページでございます。</p> <p>No.1 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、旧花垣小学校の東1kmほどにあたります山の中にある農地で、第2種農地に該当します。 当該農地につきましては、平成12年ごろに植林し、現在も山林として利用している状況です。 周囲の状況や木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で周囲に影響もないため、非農地として問題はないと判断いたしました。</p>
事務局 (矢野)	<p>続きまして、No.2 明細は総会資料のとおりです。 申請地につきましては、こちらも旧花垣小学校の南に約1kmほどの山の中にある農地で、第2種農地に該当します。 当該地につきましては、平成11年ごろに植林し、現在も山林として利用されている状況です。 周囲の状況や木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で周囲に影響はなく、非農地として問題はないと判断いたしました。</p>

事務局 (矢野)	<p>続きまして、No.3 明細は総会資料のとおりです。 こちらの申請地につきましても、旧花垣小学校の南に約2kmほどの山の中にある農地で、第2種農地に該当します。</p> <p>当該地につきましては、平成11年ごろに植林し、現在も山林として利用している状況です。</p> <p>周囲の状況や木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で周囲に影響はなく、非農地として問題はないと判断いたしました。</p>
事務局 (山出)	<p>続きまして、No.4 詳細については、議案書のとおりです。 申請地は、緑ヶ丘本町にある伊賀上野地方合同庁舎の西側に接している農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。</p> <p>当該地につきましては、昭和57年に緑ヶ丘本町自治会の運動遊園場として整備され、当時の自治会と地主との貸借に伴う協定書及び平成2年のゼンリン地図や航空写真からも20年以上は経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難なため、非農地として問題はないと判断します。 以上です。</p>
議長	只今の説明に関連して、花垣地区、上野地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
中原委員	花垣です。 12月24日に現地確認を行いました。 No.1～No.3まではいずれも山の中で、分かりづらい農地でありましたので、よろしくお願いいたします。
玉岡委員	No.4です。 12月23日に現地確認を行いました。 先ほど事務局から説明のとおりでございまして、私も近くにいますもので、以前からこちらで周辺の住民の方々のゲートボール場という形でされておりました。 よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第4号 No.1～No.4について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第4号 No.1～No.4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明下付願いについて」No.1～No.4については、原案のとおり証明することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第5号「農地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	<p>失礼します。 まず、申し訳ありませんが、訂正の方をお願いいたしたいと思います。 総会資料14ページです。</p> <p>整理番号⑤番の利用権の設定を受ける者の氏名なんですけど、こちら先ほどの農地法第3条で3筆が1枚になり名義を揃える申請の内の1枚でして、こちら〇〇さんの間違いですので、3条の名義と同じく〇〇さんに訂正をお願いいたします。 中身につきましては、〇〇さんになっているんですけど、こちらの名義のみ間違っております。申し訳ありません。</p>
事務局 (勝本)	<p>それでは、利用権の説明をさせていただきます。 総会資料13ページをご覧ください。 議案第5号 農用地利用集積等促進計画について説明いたします。</p>

事務局 (勝本)	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項の規定により、伊賀市長より農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。						
	利用権が設定された土地が、新規設定:30件、再設定:6件で田:81筆、畑:14筆で計画面積は合計117,316.44㎡でございます。						
	詳細につきましては、議案書17ページ						
	花垣地区	整理番号	1	1件	筆数	4筆	面積 7,996㎡
	議案書18ページ						
	河合地区	整理番号	2~3	2件	筆数	5筆	面積 4,246㎡
	議案書19~20ページ						
	鞆田地区	整理番号	4~5	2件	筆数	7筆	面積 4,987㎡
	議案書21ページ						
	玉滝地区	整理番号	6	1件	筆数	1筆	面積 740㎡
	議案書22ページ						
	依那古地区	整理番号	7	1件	筆数	2筆	面積 1,683㎡
	議案書23~24ページ						
	比自岐地区	整理番号	8~10	3件	筆数	3筆	面積 2,696㎡
	議案書25ページ						
	柘植地区	整理番号	11	1件	筆数	3筆	面積 6,622㎡
	議案書26ページ						
西柘植地区	整理番号	12	1件	筆数	2筆	面積 3,966㎡	
議案書27~29ページ							
壬生野地区	整理番号	13~15	3件	筆数	3筆	面積 4,347㎡	
議案書32~33ページ							
府中地区	整理番号	16~21	6件	筆数	13筆	面積 23,486㎡	
議案書34ページ							
山田地区	整理番号	22	1件	筆数	1筆	面積 2,420㎡	
議案書35ページ							
新居地区	整理番号	23	1件	筆数	8筆	面積 5,665㎡	
議案書36~37ページ							
友生地区	整理番号	24~25	2件	筆数	4筆	面積 3,925㎡	
議案書38ページ							
猪田地区	整理番号	26~27	2件	筆数	4筆	面積 9,307㎡	
議案書40ページ							
新居地区	整理番号	28	1件	筆数	1筆	面積 783㎡	
議案書40ページ							
島ヶ原地区	整理番号	28	1件	筆数	18筆	面積 8,021.44㎡	
議案書42ページ							
小田地区	整理番号	29	1件	筆数	4筆	面積 5,532㎡	
議案書43~44ページ							
久米地区	整理番号	30~32	3件	筆数	7筆	面積 15,201㎡	

	<p>議案書46ページ 阿保地区 整理番号 33 1件 筆数 1筆 面積 1,550㎡ 議案書47～48ページ 上津地区 整理番号 34～36 3件 筆数 4筆 面積 4,143㎡ です。</p> <p>以上の農用地利用集積等促進計画の内容は、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、また、耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしております。</p> <p>以上が農地利用集積計画の説明となります。 以上です。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	<p>すいません。今ごろこんな質問をして悪いんですけど・・・ 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況の欄で気づいたんですけど、一番下の欄ですが、世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況ですが、(D)という部分で農業従事者、主たる従事者が何名か、その他の従事者が何名かを記載する欄があって、その右側に労働力・年間延日数がありますが、その主たる従事者というのはこの設定を受ける者が含まれているか否か？</p>
事務局長(前川)	こちらのですね、雇用労働力年間延日数は、繁忙期に一時的に作業員を雇用する場合で、その場合の作業日数を記載することとなります。
西田委員	これは従業員という事なの？
事務局長(前川)	そうですね、従業員さんとかその業務の補佐をする方以外の人を雇用する場合です。
西田委員	パートさんみたいなイメージなの？
事務局長(前川)	そうです。
西田委員	それなら、こっちの左側の欄にある従事者というのは、まあ言うたら従業員さんという事？
事務局長(前川)	常時従事される方を示します。
西田委員	そういう事か。それなら、この従事者というのは経営者の方も入っているという訳ですね。
事務局長(前川)	経営者の方も入っています。
西田委員	入っているの？
事務局長(前川)	入っています。
西田委員	<p>農業従事者も入っているという事で、例えばこの農業従事者の方が70歳ならば主たる従事者は0(ゼロ)という事ですよ。(農業従事者の定義で15歳以上～65歳未満だから)</p>
事務局長(前川)	はい。
西田委員	そういう事であれば従事者は0(ゼロ)という事でよろしいですね。
事務局長(前川)	はい。
西田委員	従事者というのは、その法人というか農業者の形態のすべての人という事ですよ。
事務局長(前川)	<p>はい、構成員という形になります。 ご家族での経営であれば、ご家族で従事している方の数値が入っていると思います。</p>

西田委員	15歳以上65歳未満の方の人数を入れるという事ですよ。
事務局長 (前川)	はい、そのとおりです。
西田委員	それから、この右側の部分は家族以外やパート的な人の年間日数をいれるという事によろしいですね。
事務局長 (前川)	そういう事になります。
西田委員	はい、わかりました。
議 長	他にございませんか。
議 長	はい、他にないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第5号 農用地利用集積等促進計画について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案について」は、計画案のとおり意見の決定をすることにいたします。
議 長	以上で本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議 長	それでは、その他の事項に入ります。事務局から何かありますか。
事務局長 (前川)	はい、事項書をご覧いただきたいと思います。 事項書のその他の項のところに、令和8年度 伊賀市農作業賃金の改訂についてという事で、みなさんに議論いただきたいと思うんですけども、これまでにつきましては、役員会の方で決定しまして、総会で報告という形をさせていただいていたところ、この農業委員の皆様方の意見を述べる機会がないとの提案をいただきまして、この場で最終決定をさせていただきたいと思います。  それで、広報いがの3月号で令和8年度の基準額についてという事で掲載していきたいと考えておりまして、本日、1日のみの議論で決定させていただきたいと考えております。 しかしながら、これまで役員会の方では10月～12月の3回にわたって議論を重ねてまいりました。その上での案という事でご提示をさせていただいております。  皆様方より忌憚のない意見をお聞かせいただきたいと思いますが、これについて、詳細の方を名張市の基準額の策定委員会の方にも傍聴に行かせていただきまして、名張市と大きく開きがないような形で基準表としてまとめていきたいと考えております。 それにつきましては、詳細を矢野主幹の方から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。
事務局 (矢野)	はい、それでは内容の方を説明させていただきます。 先ほど事務局長から説明がありましたように、名張市では12月8日にその会議が開かれまして、そちらへ傍聴に行っていました。 その内容を基に作成した案というのが資料として提出させていただいている令和8年度伊賀市農作業賃金基準表案になります。  名張市の改定の内容についてなんですけど、こちらはすべて据え置きという結果でございました。したがって、それに基づいて伊賀市もすべて据え置きという形で、昨年度と全く変更はありません。 令和7年度の基準表も参考に添付させていただいておりますが、金額の方は同じとなっております。  ただし、3点ほど変更させていただいた箇所がございます、そちらが令和8年度の案という部分の網掛けをさせていただいている部分であります。  耕運等の備考欄につきましては、昨年までは機械持ち賃金という但し書きがあったんですけど、こちらは、名張市ではその表記がなく、内容が機械持ちの賃金であったため、特段、伊賀市の方は表記せずにその部分を削除するという方向にいたしました。

事務局 (矢野)	<p>あと、乾燥糺摺り調整の備考欄なんですけども、こちら前年は水分量により加減という表記がされていましたが、ただ、基準額に幅を持たせている関係で、基準の水分量がないと、この幅のうち、中でどう加減をしたらいいのかわからないとのご意見があったもので、水分量の基準を明確にすることといたしました。</p> <p>それが令和8年度の案なんですけども、水分量25%を基準として、水分量の加減という内容に改定しました。</p> <p>続いて、色彩選別機なんですけど、こちら以前までは、単独使用の場合で570円という基準額しかなかったんですけど、糺摺りと一連で行う事が多いという事で、こちら名張市は以前からこのように単独の場合と一連の場合で金額を分けていた事もあって、名張市に習って伊賀市の方も選別機単独の場合と糺摺りと一連の場合で金額を分けての表記として変更いたしました。</p> <p>変更としては、この3点となります。 簡単ですが、説明は以上となります。</p>
会 長	名張市の場合は、適用は1月から12月まで・・・
事務局 (矢野)	そうです。名張市の場合は、適用期間が毎年1月から12月までの1年間となっております。伊賀市につきましては、年度でありまして、4月から翌年3月までの適用としておりまして、少しタイムラグが生じます。そのため、名張市では1月からの適用のため、12月に策定会議を行っております。
会 長	<p>まあ、名張市も変更がないという事で、変わっているならこの1月から3月までは伊賀市と違ってくる状況が出てきますが、変更もなかったという事で昨年度のままという事になっております。</p> <p>名張市は1月からですので、1月から3月までは名張市がどうしても先行してしまいますが、別に伊賀市も変えてもいいと思いますが、JAがいっしょという事もあり、できる事なら合わせていければと思いますが、多少変更が生じてもいいと思いますが、今回はこれをお願いしたいと思います。</p>
会 長	あくまでも基準表ですので、相互で相談していただいて、独自の金額でしていただいてもいいと思います。
西田委員	乾燥調整ですけど、水分量の25%という基準にしたのはどこからの根拠を基に定めたの？ JAなの？
事務局長 (前川)	はい、JAさんに確認をいたしました。基準が何%というのは設けていませんが、一般的に24～25%で考えているという事をJAから回答をいただきまして、一応、伊賀市では24～25%としてしまうと幅を持たせることになってしまうので、25%と言い切るような形で基準を定めました。
西田委員	25%なら基準額は真ん中あたりになるの？
事務局長 (前川)	そういう事になります。真ん中あたりにきます。JAさんの方では水分量の加減が18%からという事を聞いておりました。また、水分量の下限を定めていますが、中間値というのは定めていないとの事でした。
西田委員	はい、わかりました。それと、色彩選別機ですけど、糺摺りと一連の場合は110円安くなる。前は570円でしたけど、今回は安くなるんですね。これ、なんで安くなるの？
事務局 (矢野)	その件につきましては、作業的に一連の作業になるので、何らかの手間が省けるといいますか、その分で安く設定をしています。
山本委員	私も皆さんが言われている25%という基準の事なんですけども、もう少し具体的に25%でいくらというのを知りたいんですけど、25%の時でも2,520円～3,090円を適用するの？この辺をはっきりとさせないと下限も単価1%でいくらにしたらいいのかわからない。このような表現では具体性に欠けるかなと思いますが・・・
事務局長 (前川)	この2,520円～3,090円という幅を持たせておりまして、この2,520円を基準にシュミレーションをしてみましたところ、JAさんで言う下限:18%を2,520円として、基準水分量1%を増すごとにJAさんの方では44円を加算しているとの状況でございました。

事務局長 (前川)	<p>そういう事で、18%:2, 520円を下限とし、1%増えるごとに44円を加算していきますと、25%が基準とすると、基準額は2, 828円となるシュミレーションでの額となりました。</p> <p>これを31%まで行きますと、実際のところは3, 092円となりまして、この枠から2円はみ出ることになるんですが、大体、そのような金額で考えていただけたらいいのではと思います。</p>
山本委員	そうしたら、35%ぐらいまでになったらどうなるの？
他の委員	そなん、機械がおかしくなる。壊れてしまう。そんなコメ機械に入れたらあかん。
事務局長 (前川)	そのような話も伺っておりますが、一応44円です〜とたしていくというシュミレーションです。
会 長	まあ、いろいろとあるかと思いますが、例えば、乾燥調整の場合も持ち込みの量で換算するのか、終わった後の数量で換算するかいろいろとあると思いますが、その辺はおまかせいたします。
議 長	他にございませんか。
議 長	それでは、これで提案をさせていただきましたので、この案で行こうという事で賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	はい、全員賛成ですので、この案で行きたいと思います。ありがとうございました。
議 長	ほか、事務局からございませんか。
事務局長 (前川)	<p>はい、事務局から1点、事務連絡がございます。</p> <p>以前にもお伝えしたかと思いますが、委員の皆様方の任期満了が一応、7月19日までとなっております。現在、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の改選に向けて手続きの方を事務局において進めております。</p> <p>と、言いますのも、何かと言いますと、24名のうちの2名はJAさんから推薦、それと公募委員というのが1名いるんですけど、あとの21名が地区からの推薦という事で、本年、1月6日から徐々に住民自治協議会及びまちづくり協議会の方に推薦の依頼をお願いにあがっているところでございます。</p> <p>今現在、JA様にも7日の日に行かせていただいて、最終は1月28日で全地区完了予定という事で、これからまだお願いに回る所もあるんですけども、地区によっては農業委員さんが2地区で1名とか3地区で1名という所は、地区での持ち回りであるとか、あとは1名の地区においてもその地区の小字とか小さな地区で持ち回りするなど、いろんな約束事があるように聞いております。</p> <p>順次、自治協議会をお願いに行って、その後、また皆様方のところに改選についてのお話等もあるかもわかりませんが、その際はよろしく願いいたしたいと思います。</p> <p>それで、持ち回りが無いような地区の委員さんにおかれましては、住民自治協議会の方から再度、要請がございましたら快くお引き受けいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	それでは、7月19日までがんばりましょう！！
西田委員	すいません。農地パトロールを実施して意向調査はいつ頃やられる予定なの。
事務局 (矢野)	<p>現在、業者の方で取りまとめ(集計)をしているところで、例年であれば2月末ごろに意向調査を実施しております。</p> <p>ただし、今年については、少し早めに送付しようかなと思っておりまして、1月末に送付準備ができればいいんですが、まだ、業者の方で集計している最中でして、今年は本格的にタブレットを導入したという事もありまして、システムがうまく連携できない部分もあり、修正をしながら作業を進めているところで、1月末には送付したいと思っておりますが、最悪の場合、2月の末になるかもわかりません。</p>

会 長	タブレットは現在使用できないの？ と、言うのは、変な所に農地が見つかったものですから、タブレットを持って現地に行きたいんですが・・・
事務局 (矢野)	農地パトロールの期間を10月～11月としているもので、内容等が表示されるのはその期間だけで、現在は、期間が過ぎているので表示がされない設定となっています。 やり方によっては、表示させる事は可能ですが・・・と、言うよりはできます。 タブレットを操作しながらならお教えできますが・・・ 今は資料もないのでこの場では難しいです。 方法はありますけど・・・
議 長	特にそういう方がおられましたら、相談してもらったらと思います。
事務局 (矢野)	また、言っていたら説明します。
議 長	それでは、次回の総会は、2月10日(火)午後1時30分よりこの場所で行いますので、よろしく願いいたしたいと思います。 以上をもちまして、第31回の農業委員会月次総会を閉会といたします。 ありがとうございました。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 8 年 2 月 10 日

会 長

坂本 榮二

Ⓔ

議事録署名者

池町 安雅

Ⓔ

議事録署名者

福地 和幸

Ⓔ